

【金沢オアシス貸渡約款(規約説明)】

第1章/総則

第1条(約款の適用)

1.当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といふ。)を借受人(運転者を含む。以下同じ。)に貸し渡すものとす。借受人はこれを受け取るものとす。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとす。

第2章/貸渡契約

第1項(予約)

1.借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種クラス、開始日時、借受場所、返還場所、運転者、チャイルドシート使用の有無、その他借受条件及び借受期間を明示して予約することができるとす。当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとす。

- 2.前項予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとす。
- 3.前項より予約した借受開始時間を1時間以上超過しもしくはレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」といふ。))の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなす。
- 4.第1項の借受条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとす。ただし、当社が契約し、当社に代って予約業務を取り扱う旅行会社等において、予約申し込みを行ったときは、その申し込みを受け付けた予約業務代行箇所においての予約の取消し、変更等ができるものとす。
- 5.インターネット予約において、当社からの予約確認メールがお客様の記載したアドレスに返信できない場合は、当社は該当予約を不成立の取扱いとす。

第3条(貸渡契約の締結)

- 1.当社は、貸し渡すことができるレンタカーがない場合、もしくは借受人が6歳未満の幼児を同乗させるにも問わずチャイルドシートがない場合、又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申し込みおよび貸渡契約を締結しません。
- 2.当社は、車種、登録その他の当社に書によるい事由により予約された車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができない場合には、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」といふ。)を貸し渡すことができるものとす。
- 3.前項より貸し渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料より高(なる)ときは、予約した車種クラスの車種料金をよるものとす。予約された車種クラスの貸渡料より低(なる)ときは、当該代替レンタカーの貸渡料金をよるものとす。
- 4.貸渡契約の申込みは、前条第1項による借受条件及び借受期間を明示して行うものとす。
- 5.当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し渡す。
- 6.借受人は契約後の延長はできないものとす。

第4条(貸渡契約の成立等)

- 1.貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人がレンタカーを引き渡したときに成立するものとす。この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとす。
- 2.当社は、車種、登録その他の当社に書によるい事由により予約された車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができない場合には、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」といふ。)を貸し渡すことができるものとす。
- 3.前項より貸し渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料より高(なる)ときは、予約した車種クラスの車種料金をよるものとす。予約された車種クラスの貸渡料より低(なる)ときは、当該代替レンタカーの貸渡料金をよるものとす。
- 4.借受人は、第1項による代替レンタカーの貸し渡しの申込みを拒絶し、予約を取り消すことができるものとす。

第5条(貸渡契約の解除)

- 1.当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとす。この場合には、当社が前条により受領した貸渡料金を返納しないものとす。この約款に違反したとき、借受人に損害を及ぼす事由により事故を起こしたとき、

- 2.前項に定められた借受人は、レンタカーを使用し第2条又は第3条又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとす。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合は除きます。

第6条(不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

- 1.レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとす。
- 2.借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとす。

第7条(中途解約)

- 1.借受人は、第2項に該当する場合を除き、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとす。この場合には、借受人は、第2条の中途解約手数料を支払うものとす。
- 2.次の各号の1に該当し貸渡期間中に返還したときは、貸渡契約を解約したものとす。当社は予約により受領した貸渡料金を返納しないものとす。借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中に返還したとき、当社が別途定める規定に該当することとす。

第8条(借受条件の変更)

- 1.借受人は貸渡契約が成立した後、第3条第4項の借受条件及び借受期間を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとす。
- 2.当社は、前項の変更によって貸渡業務に支障が生じたときは、その変更を承認しないことがあります。

第9条(貸渡契約の締結の拒絶)

- 当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとす。
- 1.貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許の提示がないとき。
 - 2.酒気を帯びているとき。
 - 3.服装、髪型、靴、サンダー等による不潔な状態を呈しているとき。
 - 4.予約に際し6歳未満の幼児がないと申告したために、当社がチャイルドシートを借受開始時間に準備していなかったにも関わらず、そのまま6歳未満の幼児を同乗せようとするとき。
 - 5.過去の貸し渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞っているとき。
 - 6.過去の貸し渡しにおいて、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
 - 7.過去の貸し渡し(他のレンタカー事業者の貸し渡しを含む)において、第30条又は第31条に掲げる事項に該当する行為があったとき。
 - 8.前項、前号1項、前号2項に規定した関係者、その他社会的勢力に属している認められるとき。
- 当社規定による条件を満たしていないとき、その他、当社が適当でない認めるとき。

第3章/貸渡自動車

第10条(開始日時等)

当社は、第3条第4項で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとす。

第11条(貸渡方法等)

- 1.当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第47条の2定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーを整備不良がないと確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとす。
- 2.当社は、前項の検査において、レンタカーに整備不良を有した場合には、交換等の処置を講ずるものとす。
- 3.当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定自動車貸渡証を借受人に交付するものとす。

第4章/貸渡料金

第12条(貸渡料金)

- 1.第4条の貸渡料金は、基本料金及び貸し渡しに付する付帯料金の合計額をいいます。
- 2.第1項の基本料金に付して、地方運輸局運輸支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金をよるものとす。

第13条(貸渡料金改定に伴う処置)

借受人の貸渡料金は第12条による予約をした後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、予約のときに適用した料金をよるものとす。

第5章/責任

第14条(定期点検整備)

当社は、貸渡送還車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとす。

第15条(日常点検整備)

借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならぬものとす。

第16条(借受人の管理責任)

- 1.借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとす。
- 2.前項の管理責任は、レンタカーの引き渡しを受けたときに始まり、当社に返還したときに終わるものとす。

第17条(禁止行為)

- 1.借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとす。当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。レンタカーを転売し、又は他に担保の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造し又は変更し、又はレンタカーを改造し若しくは改造する為、その原状を変更すること。当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競走に使用し、又は他車の牽引若しくは後押ししようとする。借受人及び第3条第4項で借受条件として明示した運転者以外がレンタカーを運転すること。レンタカーの運転者以外が運転し、又は他の運転者に運転させて使用すること。当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。本状は、第30条に該当する場合、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始することができます。

第17条の2

- 1.借受人が借受期間中に借受車両に関し道路交通法に定める駐車違反をしたときは、借受人は自ら駐車違反に係わる反則金を納付し、及び当該駐車違反に伴うレンタカー移動、保管等の諸費用を負担するものとす。
- 2.警察から当該駐車違反について連絡があった場合において、借受人が当該駐車違反に係わる反則金を納付せず、又は前項の諸費用を支払っていないときは、当該当該納付又は支払いが完了するまでの間、貸渡自動車は返還を拒否することができるものとす。
- 3.前項の場合において、当社が返還を受けるまでについては別に貸渡料金を申し渡す。

第18条(自動車貸渡証の携帯義務)

- 1.借受人は、レンタカーの借受期間中、第11条第3項において示された自動車貸渡証を携帯しなければならないものとす。
- 2.借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとす。

第19条(賠償責任)

- 1.借受人は、その責に帰する事故によりレンタカーに損害を与えた場合には、当社に対してレンタカー修理期間中の営業補償として、別に定める損害補償金を支払うものとす。当社はこの約款に明示するものとす。
- 2.前項に定められた借受人は、レンタカーを使用し第2条又は第3条又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとす。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合は除きます。

第20条(自動車事故の処置等)

第1項(事故処理)

- 1.借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係わる事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとす。直ちに事故の状況等を当社に報告すること。当該事故に関し、第三者と示談し又は協定するときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- 2.借受人は、前項による借受期間中に事故の解決に努めるものとす。
- 3.借受人は、借受人のため当該レンタカーに係わる事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとす。

第21条(補償)

- 1.当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した第19条第2項の損害賠償責任を、次の限度内で補償するものとす。対人補償無制限(自動車損害賠償責任保険を含む)対物補償無制限(免責額5万円)車両両側面1事故限度額時価額:免責額5万円。ただし、T-D-Rクラス以上のトラック、Xクラス-L-Eクラス以上の乗用車、マイクローバ10万円)搭乗者傷害補償1事故限度額1000万円。定員、1名限度額1000万円
- 2.前項一に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とす。ただし、特約をした場合は特約で定めた補償限度額を超える損害については、借受人の負担とす。
- 3.当社が第1項の補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、借受人は、直ちにその超過額を当社に弁済するものとす。
- 4.損害賠償又は補償制度の免責等に相当する損害については、借受人が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とす。但し、その免責補償料の支払がないときは借受人又は運転者の負担とす。
- 5.貸渡約款に違反した場合、第1項に定める補償は適用されません。
- 6.保険約款の適用事項に該当する場合、第1項に定める補償は適用されません。
- 7.事故発生時は保険会社から個人情報提出させていただきます。

第22条(故障等)の処置等)

- 1.当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間中にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を負わないものとす。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとす。
- 2.借受人は、レンタカーの貸し渡し前付いた使用不能となった場合には、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに代るる処置を受けることができるものとす。
- 3.借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとす。

第23条(不可抗力事由による免責)

- 1.当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間中にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を負わないものとす。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとす。
- 2.借受人は、前項に定められた借受人は、レンタカーの貸し渡し又は代替レンタカーの提供を受けることができるようになった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を負わないものとす。当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとす。

第7章/取り消し、払い戻し等

第24条(予約の取消し等)

- 1.借受人は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとす。この予約取消手数料の支払があったときは、当社は予約申込金を返納するものとす。
- 2.当社は、第1条の予約をうけたにもかかわらず、当社が都合で予約を取り消した場合は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返納するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとす。
- 3.第2条の予約があったにもかかわらず、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約は取り消されたものとす。この場合、当社は予約申込金を返納するものとす。
- 4.当社及び借受人は、貸渡契約を締結しなかったことについて、前3項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとす。

第25条(中途解約手数料)

借受人は、第1条第1項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次に中途解約手数料を支払うものとす。この場合、当社は予約申込金を返納するものとす。

第26条(貸渡料金の払い戻し)

- 1.当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人が受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとす。
- 1.借受人が第2項により、借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡料金の全部。
- 2.借受人が第1項より、貸渡契約を終了したときは、受領した貸渡料金を、貸し渡しから貸渡契約を終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額。
- 3.借受人が第1項より、借受人が中途解約をしたときは、受領した貸渡料金を、貸し渡しから中途解約により返還した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額。
- 2.前項の払い戻しに当たっては、中途解約手数料その他受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとす。

第8章/返還

第27条(レンタカーの確認等)

- 1.借受人は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による磨耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態を返還するものとす。
- 2.当社は、レンタカーの返還に当たって、借受人の立会いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとす。
- 3.借受人は、レンタカーの返還に当たって、当社の立会いのうえ、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとす。当社は、返還後の遺留品について責を負わないものとす。

第28条(レンタカーの返還時間等)

- 1.借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとす。
- 2.借受人は、第8条第1項より借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金は変更前の貸渡料金を超過料金のうち、1つだけ低い方の金額を支払うものとす。

第29条(レンタカーの返還場所等)

- 1.レンタカーの返還は、第3条第4項より明示した返還場所に返還するものとす。ただし、第8条第1項より返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとす。
- 2.借受人は、前項ただし項の場合には、返還場所の変更によって必要となる返還のための費用を負担するものとす。
- 3.借受人は、第8条第1項による当社の承諾を受けることなく、第3条第4項より明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更運賃料を支払うものとす。

返還場所変更運賃料=返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%

第30条(レンタカーで予約し過ぎた場合の処置)

- 1.当社は、借受人が貸渡契約が満了の時から72時間を経過しても前条第1項の返還場所に戻らない場合は、刑事訴訟を行うなどの法的手続きのほか、借受人への乗り遅れ被害報告をする等の措置をとるとす。
- 2.当社は、前項に該当することになった場合には、あらかじめ方法により、レンタカーの所在を確認するものとす。
- 3.第1項に該当することになった場合、借受人は、第19条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の捜索に要した費用を負担するものとす。

第30条の2(当社が駐車違反に係わる放置違反金を納付した場合等の処置)

- 1.借受人が所定の期間内に駐車違反に係わる放置違反金を納付せず又は該費用を支払えない場合において、当社がこれらの放置違反金又は該費用を負付したときは、借受人は当社に対してこれらの費用を賠償する責任を負い、当社は法的手段等により賠償を求めることができるものとす。
- 2.前項の場合において、その後も当社の定める期間内に前項の費用の支払がなかったときは、当社は借受人に対し、駐車違反費用未納の報告を借受人等の措置をとるとす。

第31条(信用情報の登録/利用の合意)

借受人は、第1条第1項又は前条第1項に該当することになったときは、客観的な貸渡事業に基づく信用情報が、借受人に7年を超えない期間登録されると、並びにその情報が及びり監督官庁都府県警部とこの事業者が利用されることに同意するものとす。

第9章/雑則

第32条(個人情報の利用目的)

- 1.当社が借受人の個人情報取得し、利用する目的は次のとおりです。ここに定めのない目的で取得する場合は、借受人の個人情報取得する時に、あらかじめ利用目的を明示して行います。レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約の締結に貸渡証を作成すること、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため、借受人に、レンタカーリースサービス及びこれらに関連したサービスの提供をするため、借受人の個人認証及び審査をするため、個人情報取扱方針に計入し、個人を識別・特定できない形態加工した統計データを作成するため、第1項各号に定めのない目的以外に借受人の個人情報取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条(消費税)

借受人は、この約款に基づ(金銭債務に課せられる消費税(地方消費税を含む))を別途当社に対して支払うものとす。

第34条(遅延損害金)

借受人は、この約款に基づ(金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率4.6%の割合による遅延損害金を支払うものとす。

第35条(邦文約款の優先適用)

邦文約款と英文約款の用語又は文章とす矛盾がある場合、邦文約款を正式のものとし、これを優先適用します。

第36条(契約の細則)

- 1.当社は、この約款の実施にあたり、別に細則を定めることができるものとす。
- 2.当社は、別に細則を定めて、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとす。又はこれを変更した場合も同様とす。

第37条(任意管轄裁判所)

この約款に基づ(権利/義務)について紛争が生じたときは、訴訟のいかに係らず当社の本社店若しくは営業所所在地を管轄する簡易裁判所をもって任意管轄裁判所とす。

別則

本約款は、平成18年6月1日から実施します。